

期末レポート草稿の講評をします。本締切は7月27日（木）に変更します。

## 文化財と文化遺産の観光利用と生涯学習

### 1. 観光はトレンド

#### 1) 観光は日本にとって最後のフロンティア（＝金儲けの手段）

国立アイヌ民族博物館建設、予定地はポロト湖畔周辺 | 中小企業の「儲かる」が見つかる！ HANJO HANJO

<http://hanjohanjo.jp/article/2017/04/12/7398.html>

#### 2) 省庁（＝現政権）あげての観光推進施策

##### ・観光庁

観光庁の発足 2008年10月1日 我が国の「観光立国」の推進体制を強化するために設立された。

観光立国推進基本法 2006年成立、翌2007年施行

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/kankorikkoku/index.html>

その影響が、ビザ用件の緩和、民泊の制度化、交通ICカードの普及共通化

その結果が、外国人観光客の増加、大学の観光関連学部学科の新設

遺産では「遺産観光に関する国際会議」シンポジウム（2016.2.25）

[http://www.mlit.go.jp/kankocho/news07\\_000095.html](http://www.mlit.go.jp/kankocho/news07_000095.html)

##### ・文化庁

かつては文化財保護が至上命令だったが、いまや活用公開が前面に。

重要文化財（建造物）の活用について 文化庁文化財保護部長通知 平成八年一二月二五日

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/t19961225001/t19961225001.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19961225001/t19961225001.html)

文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業について

[http://www.bunka.go.jp/pr/publish/bunkachou\\_geppou/2012\\_11/special\\_01/special\\_01.html](http://www.bunka.go.jp/pr/publish/bunkachou_geppou/2012_11/special_01/special_01.html)

文化遺産を活用した地域活性化に係る取組への支援（文化庁月報 平成24年11月号 No.530）

[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki\\_kasseika/](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki_kasseika/)

平成29年度文化遺産総合活用推進事業について

[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki\\_kasseika/h29\\_sogokatsuyo/](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki_kasseika/h29_sogokatsuyo/)

文化財活用・理解促進戦略プログラム2020の策定について

[http://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/hodohappyo/2016042601.html](http://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/2016042601.html)

##### ・国土交通省

文化財の効果的な発信・活用ガイドブック

<https://www.mlit.go.jp/common/001113438.pdf>

### 2. 新しい文化財・文化遺産施策

#### 1) 日本遺産

ホーム > 政策について > 文化財 > 「日本遺産（Japan Heritage）」について

[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/nihon\\_isan/](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/nihon_isan/)

「日本遺産（Japan Heritage）」は（地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産（Japan Heritage）」として文化庁が認定するものです。ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に

発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としています。

\*保護や保存ではなく、整備活用して地域の活性化を目的とした新しい文化財施策

→どのように評価するか？ 博物館や学芸員として、地元経済界として、自治体として

## 2) 歴史文化基本構想

ホーム > 政策について > 文化財 > 「歴史文化基本構想」について

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/rekishibunka/index.html>

「歴史文化基本構想」とは、地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想であり、地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想となるものです。

実施法が「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H20/H20HO040.html>

解説はここ：「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」について

[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/shokan\\_horei/bunkazai/rekishifuchi/index.html](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/bunkazai/rekishifuchi/index.html)

観光資源となる、風景や景観に関連する法制度は、建築、都市計画、文化財保護などがあり、景観法もそこに加わった。ばらばらな行政を貫く方針として「歴史文化基本構想」を新たに置いたと考えることが可能。心配事は「学芸員はがん」発言に象徴される短期的利用＝集客優先の政権の方針であり、地元経済界の発想といえる。

# 異文化教育と多文化政策

## 1. 日本文化の多様性

### 1) 基層

縄文文化 VS 弥生文化

北海道に弥生文化はあったか。あったなら、それはいつからか。

縄文時代、弥生時代とは学習用の呼び方 「西日本が弥生時代に入っても、東日本はまだ縄文時代でした」

### 2) 中世まで

蝦夷（えみし）

稲作と海民、国

西と東 西日本と東日本の境界は？

### 3) 近世（＝江戸時代）

北海道では江戸時代と言わず近世というのは普通。→なぜでしょう？

伝統産業や名産品の成立、大衆文学／美術作品

上方と江戸、藩と天領

### 4) 近代

廃仏毀釈、学校と軍隊

海運から鉄道へ、表日本と裏日本

樺太の先住民施策、朝鮮統治と台湾統治、満洲国と五族共和

西洋技術／美術の導入 技術と美術を一語で表す英語は？

### 4) 現状

大日本帝国は多民族国家

『単一民族神話の起源—<日本人>の自画像の系譜』

「日本は大和と沖縄でできている」沖縄は日本国の1／47か1／2か

やまと

アイヌ

琉球

朝鮮

## 2. 多文化政策

### 1) 言語

バイリンガル bilingual、マルチリンガル multilingual な公用語と言語施策

カナダ 英仏 公用語は2か国語

アメリカの一部 英西 アメリカには法定公用語がない。自治体が独自にバイリンガルサービス

ベルギー 仏蘭独 公用語は3か国語

スイス 独仏伊ロマンシュ語 公用語は4か国語

### 2) 宗教

日本では外国人観光客誘致の目的から最近になって意識されるようになった

学校や公共施設、公共機関での対応が必要になる、禁忌への対応、礼拝の場

### 3) 先住民・少数民族

古語：土人、原住民

先住民と先住民族、少数民族（中国＝中華人民共和国の行政用語）

日本人の子孫の外国人（単純労働者）

優勢文化、文化相対主義、マイノリティ

民族と国民

### 4) 障害者、弱者、少数者

多文化政策は少数者支援策。

おなじ文脈で、同一文化に属する学力、能力、社会的な弱者なども一緒に考えるようになっている。

「成人健常者男性」以外を十把一絡げな扱いはいかがなものか。「子ども・女性・障害者相談センター」

## 3. アイヌ政策

平成20年（2008）「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が衆参両院で全会一致で採択された。これ以降、現在につながる施策が続く。国際先住民年。ユネスコの調整。

### 1) 北海道のアイヌ政策

北海道アイヌ政策推進室 [http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ass/new\\_seikatsukoujou.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ass/new_seikatsukoujou.htm)

アイヌ文化 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sum/grp/25gaiyou3.pdf>

北海道博物館アイヌ民族文化研究センター <http://www.hm.pref.hokkaido.lg.jp/about/ainu-center/>

### 2) 国のアイヌ政策

北海道旧土人保護法（1899-1997廃止）

→アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律

（アイヌ文化振興法、1997年に成立施行） 主務官庁は国土交通省と文部科学省

\* 国土交通省：2001年度発足 運輸省＋建設省＋国土庁＋北海道開発庁。外局として気象庁、海上保安庁ほか

\* 総務省：2001年度発足 総務庁＋自治省＋郵政省

内閣官房アイヌ総合政策室・アイヌ政策推進会議「アイヌ政策の概要」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/policy.html>

アイヌ文化の振興 | 文化庁 <http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/ainu/>

（公財）アイヌ文化振興・研究推進機構 <http://www.frpac.or.jp/index.html>

### 3) 国立アイヌ民族博物館

「（仮称）国立アイヌ文化博物館」として計画が進行していた。

国立アイヌ民族博物館建物及び展示の基本設計の策定

[http://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/hodohappyo/2017032301.html](http://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/2017032301.html)

国立アイヌ民族博物館の概要

[http://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/hodohappyo/pdf/2017032301\\_besshi.pdf](http://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/pdf/2017032301_besshi.pdf)